

令和2年度鶴岡市水防計画修正概要

1 水防計画とは

水防法第33条の規定に基づき山形県水防計画に応じた市の水防計画を定め、管轄する区域の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する防災会議を設置する市町村にあつて防災会議に諮らなければならない。

2 これまでの修正の経過

- ▶平成23年3月計画策定
- ▶平成26年3月計画修正
洪水予報水位及び氾濫危険水位の修正

3 計画修正の基本的な考え方

- ▶関係法令等の改正
- ▶国土交通省「水防計画作成の手引き」及び山形県水防計画の修正内容の反映
- ▶本市での災害対応を踏まえた修正
- ▶組織改編等に伴う修正
- ▶表現の適正化、語句の統一、時点修正

4 主な修正項目

(1)警戒レベルを用いた避難勧告等の発令

内閣府中央防災会議において「避難勧告等に関するガイドライン」を改定。市民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、とるべき行動の対応を明確化したもの。

【第7章 予報及び警報とその措置 新旧対照表P10】

(2)危機管理型水位計の設置

「危機管理型水位計」とは、洪水時に特化した水位計で、一定の水位を超過した場合に観測を行うもの。平成31年4月より県が管理する71河川の計85箇所で開催が開始され、鶴岡市には、9河川の14箇所に設置されている。

【第7章 予報及び警報とその措置措置 新旧対照表P16】

(3)気象庁の「洪水警報の危険度分布」の活用

「洪水警報の危険度分布」とは、平成29年7月4日から気象庁による提供が開始された新たな防災気象情報で、雨が河川に集まり流れ下る量を算出した「流域雨量指数」を基に、水位周知河川及び「その他河川」における3時間先までの洪水害発生の危険度の高まりを5段階に判定し、地図上で河川毎に河川名と合わせて色分けして表示される。

【第7章 予報及び警報とその措置 新旧対照表P17】

(4)市が独自に運用する洪水予測システム（リバーキャスト）による水位情報収集

- ▶対象河川の水位変動を30分毎、15時間先まで予測する。
- ▶対象河川は、藤島川、京田川、黒瀬川の3河川
- ▶その他の気象情報等も併せて情報収集を行い、総合的に避難情報の発令につなげる。【第8章 水位等の観測 新旧対照表P21】

(5)国及び山形県等との連携

- 治水協議会、大規模氾濫時の減災対策協議会の取組を追加
- ▶赤川流域治水協議会（令和2年9月18日設立）
- ▶最上川流域治水協議会（令和2年9月15日設立）
- ▶最上川下流・赤川大規模氾濫時の減災対策協議会（平成28年5月30日設立）
- 【第10章 住民の水防活動と河川管理者の協力、関係機関への応援要請 新旧対照表P23】

(6)要配慮者利用施設における避難確保計画の策定と避難訓練実施の義務化

平成28年8月の台風10による河川の氾濫で岩手県の要配慮者利用施設での逃げ遅れによる被害を受け、「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年6月に改正された。管理者等は、避難確保計画の策定・避難訓練の実施が義務となった。

市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象。

作成期限は、令和4年3月となっている。

※要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

【第14章 浸水想定区域における避難確保のための措置 新旧対照表P24】

(7)「想定しうる最大規模降雨量」に基づいた洪水ハザードマップの作成

- ▶平成27年の水防法の改正によるもの
- ▶「計画規模降雨」を前提としたものから「想定しうる最大規模の降雨」を前提とした浸水想定区域・浸水深、浸水継続時間が告示。

【第14章 浸水想定区域における避難確保のための措置 新旧対照表P25、26】